

第三十九号議案

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十一号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「八十七万三千円」を「八十九万七千円」に改め、同条第二項中「五十三万円」を「五十四万五千円」に、
「四十三万五千円」を「四十四万七千円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都人事委員会委員の給料等の額を改定する必要がある。